

さいたま市自治基本条例検討委員会

第11回 会議の記録

日時	平成 23 年 1 月 31 日(月) 18:45 ~ 21:20
場所	浦和コミュニティセンター第 14 集会室
参加者 敬称略	〔委員等〕計 11 名 伊藤 巖 / 歌川 光一 / 内田 智 / 小野田 晃夫 / 富沢 賢治 / 中津原 努 / 福島 康仁 / 細川 晴衣 / 堀越 栄子 / 湯浅 慶 / 渡邊 初江 (欠席者:遠藤 佳菜恵 / 栗原 保 / 染谷 義一 / 高橋 直郁 / 中田 了介 / 古屋 さおり / 三宅 雄彦 / 吉川 はる奈) 〔事務局:さいたま市〕計 6 名 企画調整課副参事 高根哲也 / 企画調整課主幹 松本孝 / 企画調整課総合振興計画係長 柿沼浩二 / 総合振興計画係主査 松尾真介 / 総合振興計画係主査 島倉晋弥 / 企画調整課企画係主任 清水慶久 〔地域総合計画研究所〕1 名 松岡 宏 〔傍聴者〕なし
議題及び 公開又は 非公開の 別	1 開会 2 議題 (1)中間報告(たたき台)について 3 その他 4 閉会 [公開]
配付資料	次第 資料 1 中間報告(たたき台) (2)市民の権利と責務 (3)議会・議員の役割と責務 (4)市長・職員の役割と責務 資料 2 中間報告(たたき台)に対する委員からの修正意見
問合せ先	さいたま市政策局政策企画部企画調整課 電話 048 - 829 - 1035

1 開会

事務局

- (本日の出席委員数が、定足数である過半数を満たしていることを確認)
- (会議の公開と傍聴者の確認)

2. 議題

(1)中間報告(たたき台)について

(1)総論 条例の位置付け

福島委員長

- ・ 「最高規範性」という表現は使用せずに、この条例を最大限に尊重するという表現にした。

中津原副委員

- ・ 議会・行政部会では「最高規範」と位置付ける案であったが、市民部会では「最高規範」という用語は誤解を招く表現であるため避けた方がよいということになった。今回提示した案は市民部会の案に近い表現になっている。

堀越委員

- ・ 誤解を招くとは、どのようなことを想定しているのか。

中津原副委員長

- ・ 上から全てを統括するという表現から、いらぬ反感を招くおそれがあると考えた。

堀越委員

- ・ さいたま市議会基本条例では最高規範性はどのように表現されているか。

中津原副委員長

- ・ 議会に関する最高規範となっている。

事務局

- ・ 議会基本条例の最高規範性は条文ではなく、逐条解説に記述されている。
- ・ 条例の位置付けについては、裁判などにおいては、後に制定されたものが優先されることになるため、自治基本条例に最高規範性を規定したとしても、法的には後に制定されたものが優先されることになる。
- ・ 今回の案については、自治基本条例を尊重しなければならないということ及び他条例においては自治基本条例との整合を図らなければならないということを規定することで、内容的に最高規範性を担保できるという案になっている。

堀越委員

- ・ 法規上の位置付けがどうかということがあるとしても、最高規範と表現した方がわかりやすいと思う。

福島委員長

- ・ 最高規範性を規定したところで、必ずしも法的な意義はないが、宣言として入れてもよいのではないかという議論である。
- ・ 他自治体の条例では最高規範性を規定しているものもあるが、解釈や運用によりそれを確保することもできる。

中津原副委員長

- ・ 市民部会の議論の中では、「基になる」や「礎となる」という表現も使っていた。

小野田委員

- ・ 「最高規範」という表現には市民から反対意見も寄せられている。混乱をきたすような表現ならば使わない方がよいのではないか。

堀越委員

- ・ 条例の意義の中で「基本となるルール」という表現により最高規範性をうたっている。基本的なルールということを強める表現を入れたい。

湯浅委員

- ・ 「最大限に尊重」という表現になっているが、より意味を強めるために「最大限に遵守」などといった表現にしてはどうか。

中津原副委員長

- ・ 「基本的なルール」や「尊重」という表現は確かには弱い。

福島委員長

- ・ 「最高規範」という言葉を使わずに、最高規範性を強める表現とする。

(2)市民の権利と責務 市民の権利

福島委員長

- ・ 事前に古屋委員から修正意見が出ている。

事務局

- ・ 古屋委員から、市民の権利と責務について意見が出ている。1点目は、市民は公共サービスの享受に対して負担を負うのであれば、発言や選択の権利もあるということである。具体的な修正文案は出ていないが、趣旨は、税金の使い道の選択を市民の権利として加えたらどうかという意見である。2点目は「事業者の責務」として、自然環境や生活環境への配慮だけでなく、「住民の健康への配慮」を加えたらどうかという意見である。

福島委員長

- ・ 1点目の権利については、【条例案骨子】の「(2)政策の立案、実施及び評価の過程に関わること。」に含まれるものと考えるが、古屋委員の意見を聞くこととする。

福島委員長

- ・ 市民の定義をどう捉えるかという検討課題がある。

事務局

- ・ 市民の権利については、外国人には同一の権利を与えるべきではないという意見が寄せられている。例えば、政策の評価などに外国人は入れるべきではないという趣旨の意見である。

中津原副委員長

- ・ 色々な人に議論に入ってもらった方が豊かな市民自治ができると思う。

堀越委員

- ・ 商店街活動など、まちづくりには現実的に色々な人が関わって活性化している面がある。そういう人たちを排除するということは考えられない。まちづくりには、色々な方が参加した方がよい。

細川委員

- ・ 外国人が参加することに対する反対意見の背景には、具体的にどのような危惧があるのか。

中津原副委員長

- ・ 外国人の参加や行動を許すと、日本の国益が守れなくなるという危惧があるのだと思う。

内田委員

- ・ 最近、北海道の土地などを外国人が買い取る、日本企業が外国の企業に買収されるなど、日本が乗っ取られるという懸念が国民の中に広がっていると思う。このような事態が進んでいることが危惧につながり、外国人の参加に対する反対意見になって表れていると思う。

福島委員長

- ・ 現時点では広く捉えることとする。

堀越委員

- ・ (3)の【考え方・解説】に「...公共の福祉に反しない限り認められる...」とあるが、「公共」という言葉は時代によって解釈が異なる。いろいろなところで出てくる言葉でもあるので、定義した方がよいのではないか。

富沢委員

- ・ 「公共」という言葉はどこかで使わざるを得ない。「公共サービス」と官の関係、参加・協働などいろいろな局面で出てくる。条例としては勝手に解釈されても困るので、どこかで考え方を示しておくことが必要と思う。

事務局

- ・ 時代とともに変化する言葉であれば、あえて定義することで狭義になってしまうのではないか。

福島委員長

- ・ 現状での「公共」という概念の定義は難しいが、「公共の領域」が広がってきていることを示すことは可能である。「公共の福祉」が気になるようならば、「憲法で示す」などの言葉を補うことも考えられる。

堀越委員

- ・ 「公共」の定義はしなくてもよいが、考え方をどこかに書いておけばよいと思う。

富沢委員

- ・ 昔は「公共の福祉」について反するかどうかということを官が判断していた。「公共の福祉」を官が決めていたことに問題があった。

堀越委員

- ・ 市長は「新しい公共」という言葉を使っており職員には共通認識があると思う。
- ・ 財政難という理由だけで、新しい公共の必要性を論じるのは問題がある。
- ・ 行政は気付いていないことでも、市民が課題だと思ったことについて、市民の自発性などを尊重しながら、行政が支援する、あるいは協働で取り組むということが、新しい公共においては大切になってくる。

事務局

- ・ 「新しい公共」と、「公共の福祉」の「公共」は違うのではないか。「新しい公共」は、公共サービスということになるのか。

堀越委員

- ・ 「公共」をただ事業として捉えるべきではないと思う。
- ・ 「新しい公共」の場面では、市民が課題を解決できたという達成感を感じたり、みんなのためになったという気持ちが出てくるものであり、それが大事にされる必要がある。

中津原副委員長

- ・ 「協働」とも関連する話である。

福島委員長

- ・ 今の議論の内容を入れられるようであれば入れることとする。

歌川委員

- ・ 【考え方・解説】(3)の「(たとえば、防犯活動をしたら犯罪の少ない安全な暮らしができる、など)」は必要か。

福島委員長

- ・ これがなくても趣旨が伝わるので削除する。

市民の責務

堀越委員

- ・ 責務の中の「公共サービスの享受」について、公共サービスの定義があいまいである。国の方で公共サービス基本法を制定しているが、公共サービスの捉え方が狭い。さいたま市における公共サービスとは何を指すかについて示した方がよいと思う。

中津原副委員長

- ・ 元々は「行政サービス」という言葉を使っていたが、内容を広く捉えるために「公共サービス」という言葉を使って案を作成した。

堀越委員

- ・ 【考え方・解説】の4番目、「公平性や受益者負担など」とあるが、具体的には載せないほうがよい。受益者負担のみと捉えられると問題である。
- ・ 受益者負担は、利益を多く得る分、多く負担するという意味であり、負担できる人が利益も得る。しかし、それとは別には、負担能力に応じて負担する場合もある。弱者にとっては大きく違ってくる。
- ・ フリーライダーをなくそうという意味で受益者負担が強く言われているが、応能負担もあることを表現すべき。

福島委員長

- ・ ここでは「応分の負担」としているのので、受益者負担も応能負担も含めていると解釈できる。「公平性」に「公正性」を加える方向で文章を考えたい。
- ・ 市民の責務に関して、古屋委員から意見が出ている。
- ・ 事業者の責務の中に、住民の健康に多大な影響を及ぼすようなことについて、責務として表現できないか、という意見である。

富沢委員

- ・ 【考え方・解説】に表現できればよいのではないか。

事務局

- ・ 「まちづくりへの参加」の責務で、参加することを求めることができるのか、また、参加しないことで不利益を被ることがあるのか。他市の事例では、それに配慮した内容が書かれているところもある。また、権利と責務のバランスをどのように取るかが検討課題と思う。

中津原副委員長

- ・ 参加することを求めることができるのかどうか。参加したくないこともあるという意見は出されている。

事務局

- ・ そのため、「参加するものとする」では問題となるので、「参加に努める」としているの
で問題はないと思うが皆さんに確認したい。

中津原副委員長

- ・ まちづくりについては、市民は諸々の事情で参加できない人がいる。しかし、参加できない人でもその成果は享受することができる性格のものであるので、問題はないと思う。

湯浅委員

- ・ 自治基本条例は、一つの方向性を示すものであると思う。まちづくりを市民が協力して行
っていき、というのが大きな方向性であり、参加できない人に対して配慮することを前提
にした文章は条例の方向性が見えなくなると思う。

福島委員長

- ・ 「努めるものとする」でよいと思う。

事務局

- ・ 検討課題に「未成年者の権利を別途規定すべきか。規定するとしたら、どのような権利を規定すべきか。」とある。「責務」にも同じ考え方があると思うがどのように考えたらよいか。

富沢委員

- ・ 「市民」を広くとれば特別に規定する必要はないと思う。

福島委員長

- ・ 未成年者であっても政策の過程で参加することはあるが、責務として規定する必要はないだろう。
- ・ 検討課題の「市民の主体的な参加や市民一人一人の立場をお互いに尊重するという視点をどのように表現するか（例として、「市民一人一人の立場に基づいて…」など）」は当然のことなので特に書き入れる必要はない。

中津原副委員長

- ・ 検討課題「『参加や協働をしないことによって、市民が不利益を受けることはない』等と規定している例もあるが、このような規定を設けるかどうか。」の記述は、参加や協働は個人のために行うのでなく、公共の利益のために行うのであるから、記述する必要はないと思う。

自治の担い手としての人づくり

事務局

- ・ 委員から事前に意見は出ていない。
- ・ 委員長や両部会長等で行った中間報告（たたき台）作成の中で、【条例案骨子】の2つ目、「次代を担う市民」となっていたものを「次代の社会を担う子ども及び青少年」と具体的な表現とした。

堀越委員

- ・ 「市民」にはすべての人が含まれるだろうが、障害を持っている人などのコミュニケーションがしにくい人が忘れられてしまうので、【考え方・解説】の「そのためには、市民が…」のところを、「そのため、全ての市民が…」として欲しい。

中津原副会長

- ・ 具体的にはどのようなことを求められるのだろうか。

堀越委員

- ・ 例えば、知的障害などで自分から発言することが困難でも、その近くにいるその人のことをよくわかっている人が代弁するなどの機会を保障していくことなどが考えられる。

事務局

- ・ 「市民」の定義の中に、全ての市民が含まれていることになっているので、全ての市民でよいか。

福島委員長

- ・ 「全ての市民」という表現ではなく、市民の前にもう少し具体的に書いたほうがよいと思う。

堀越委員

- ・ 「直接的な支援が必要な市民」などの表現か。表現はノーマライゼーション条例などを参考に検討するのがよい。

歌川委員

- ・ 子ども、青少年の部分で【条例案骨子】では「意識を育む」とあり、【考え方・解説】では「能力を有している」、「能力が...育っていくように」と表現されているが、両者のニュアンスはかなり違うと思う。

事務局

- ・ 「能力が育っていくように意識づけする」という表現ではないか。

細川委員

- ・ 「能力」のほうが具体的な実態を伴っていると思う。

歌川委員

- ・ 潜在能力ということか。

堀越委員

- ・ 青少年の居場所づくりなどで、実際に大人だけでつくと利用率が低く、中学・高校生が加わってつくと大変利用率が高いことがある。これは、潜在能力ではなく、能力そのものである。

福島委員長

- ・ そのような議論で「潜在」を削除した。「潜在能力」というとあまりにも消極的な表現になる。

事務局

- ・ 自発的に行動する、参加するというのは、自分で考える意識を持つということだと思う。

中津原副委員長

- ・ 【考え方・解説】の「その能力が自発的に育つて」の「自発的」を削除したらどうか。

富沢委員

- ・ 【条例案骨子】の「意識」を「能力」に改める方がよい。

(3)議会・議員の役割と責務

福島委員長

- ・ 「議会」と「議員」の順番について、「議会は人（議員）で構成されるため、「議員」を先に持ってくるのがよい」という意見がある。

事務局

- ・ 議会という制度があるから、議員があるという考え方もある。

富沢委員

- ・ 市民、議会、行政という大きな柱から考えれば、大きな柱では議会でよいと思う。

福島委員長

- ・ 議会・議員の順でよい。
- ・ 議員の責務・役割について、【条例案骨子】の中で「市民（住民）」としてあるのは、信託しているのは住民ということで市民の中で特定しているためである。これでよいか。

事務局

- ・ 「市民（住民）」を、「住民」にしたほうがよいのではないか。

中津原副委員長

- ・ 「市民（住民）」という表現はどうか。特定できるのであれば「住民」でよい。

事務局

- ・ 「市民」というと広く在勤・在学等の人も入る。最初は「有権者」という表現であったと思う。選挙は制度の一つであり、本来は「住民」でよいということで「住民」とした。

福島委員長

- ・ 「住んでいる人」とすると子どもも外国人も含まれる。可能であれば明確にしたほうがよいと思う。

事務局

- ・ 住民が信託するための具体的な方法として選挙制度があるという解釈に立てば、「有権者」と言わずに「住民」でよいと思う。「有権者」という用語を使っている事例は少ない。

渡邊委員

- ・ 【条例案骨子】で言いたいことは、「議会の役割及び責務を果たすため、公正かつ誠実に職務を遂行」であるから、「住民」を入れないで表現できないか。「議員は公正な選挙によって選ばれた…、だから信託されている」というように。

事務局

- ・ そのような表現の事例もある。以前、「信託する」という表現もできたら使わないほうがよいという意見があったと思う。

福島委員長

- ・ 「市民（住民）によって選ばれた」という表現を、「選挙によって選ばれた」というように表現することも考えたい。

事務局

- ・ 【条例案骨子】の2つ目で、さいたま市議会基本条例では「市民全体の利益の向上」と表現があり、それに倣っていたが、ここだけ「利益」が出てくるのも違和感があるということで「福祉の向上」とした。

中津原副委員長

- ・ 議員は、選挙区が区になっているので、実体は区の利益が大きく作用している。

事務局

- ・ 確かに、議員はそのようなバックボーンを持っているが、議会における議論を通じて市全体の利益が判断されるということもあるのではないか。

小野田委員

- ・ 【考え方・解説】の1行目、「市民と議員の関わりを考えると、特に、」はないほうが後半との関係でよいだろう。

堀越委員

- ・ この当初の趣旨は、市長は1人だが、議会は人数が多いので、市民の声を聴きやすいだろうということであった。なくてもよいので、削除したほうがよい。

福島委員長

- ・ 削除することにする。

(4)市長・職員の役割と責務

福島委員長

- ・ 委員から事前に意見は出ていない。

中津原副委員長

- ・ 市長の役割・責務について。【条例案骨子】の4つ目は、縦割り組織から生ずる問題の解消の意味で記述された。

事務局

- ・ 議会・行政部会では、組織の問題を各場面で論じ、縦割り組織の問題の解消が課題となっていた。

福島委員長

- ・ 職員についてはどうか。

中津原副委員長

- ・ 職員の役割・責務の【条例案骨子】の1つ目で「市民とともに市民自治を推進する立場であることを自覚し、」を加えて、職員の意識に働きかけるということを表示している。

富沢委員

- ・ 重要な部分であろう。

中津原副委員長

- ・ 職員は、制度的には補助機関として市長の後ろに隠れてしまうところがあるが、実際には、市民にとっては直接の相手、一番大事な相手であり、市民とともにまちづくりを行っていくという職員の意識に訴えかける内容にしたい。

事務局

- ・ 「市長等」とは、当初、市長、執行機関、職員を指すと考えていた。しかし、「職員」を別に位置付け、監査委員など執行機関も含めて「市長等」として位置づけるのが分かりやすいと考えた。

歌川委員

- ・ 職員の役割・責務の【考え方・解説】の1つ目、「単に命令に従うだけでなく」は、表現がきついのではないか。命令ではなく、指示に従うのではないか。

福島委員長

- ・ 「指示」に直すか。

歌川委員

- ・ 【考え方・解説】の5つ目について、職員に求められる能力は場面ごとに異なり、その場に合った必要な能力を発揮することが重要だという議論を議会・行政部会ではしてきた。その趣旨を追加してはどうか。

事務局

- ・ 議会・行政部会では、まず「コーディネーターとしての能力」が挙げられたが、必要な能力はそれだけではない、という議論があった。場面ごとに求められる能力を挙げている。

歌川委員

- ・ 「もとより」を、「職務を適正に遂行する能力」の後に持ってきたらどうか。

堀越委員

- ・ 「職務を適正に遂行する能力」が「もとより」では、あまりにも当然のことである。「政策形成能力」の後につけるべきだ。政策能力まで一歩進んで表現する必要があるのではないか。

福島委員長

- ・ 「もとより」を最初の「職務を適正に遂行する能力」の後に持ってきたらどうか。

堀越委員

- ・ 職員の能力とは、働きながら身につけていくものであり、コミュニケーション能力がないと政策形成能力もできない、互いに関連している。

福島委員長

- ・ 「もとより」は削除して、並列で記述する方向で考えたい。

内田委員

- ・ 市長の役割の【条例案骨子】の4つ目の「相互の連携を図り、調整を行い…」は、連携を図るために調整するのであって、調整すれば問題は解決されると考えられる。どのように整理したらよいのか。

事務局

- ・ ここでは、「市長は、課題の解決のため、総合的な取組の推進に努めなければならない。」とあり、その手段として連携や調整がある、ということだろう。

福島委員長

- ・ 調整すれば総合的な取組ができるということにもなる。どちらかに含まれる。
- ・ 市長の役割の【条例案骨子】、4つ目の「相互の連携を図り、調整を行いながら、」を、「連携・調整を図り、総合的な…」にする方向で考えたい。

湯浅委員

- ・ さいたま市は政令指定都市であり、明確なビジョンを示すと同時に区に対しても行政機関として指導していかなければならないのではないのか。

中津原副委員長

- ・ 区は、市の機関であり、市長の管理下にある。しかし、市民は、区が自立して欲しいと思っている。その意味では、各区が、市長の管理下で指導を受けるのではなく自主性を発揮することが求められている。
- ・ 【条例案骨子】の「関係機関」について確認したい。

事務局

- ・ 「関係機関」とは、警察などの外部機関を指す。区は関係部署に入る。
- ・ また、【考え方・解説】に、市民の意思を反映し、しっかりと意思決定を行うことが書かれているが、【条例案骨子】にも記述する必要があるか。
- ・ 参加・協働の分野で、外国人等の参加に反対するという意見が出ているが、「市民」を広くとるならば、参加等による意見を踏まえて最終的には市長・議会が判断し決定する、ということをしっかり述べたほうがよいと思う。

中津原副委員長

- ・ 議会は決定機関であり、市長は執行責任者である。

福島委員長

- ・ 市政を運営する責任があるのが市長なので、「意思決定」ではなく、「市民の意見を反映した市政を運営する」でよいだろう。

その他について

事務局

- ・ 先週話をした、市民活動サポートセンターのフェスティバルへの協力者募集について、細川委員から申し入れがあった。細川委員に説明をお願いする。

細川委員

- ・ 展示物について、前はニュースレターを拡大するということであったが、展示物を独自に作るほうがよいと思う。当面、私と栗原委員が窓口になって作る。サポートセンターの方々のアドバイスを受けて考えていきたいと思う。
- ・ 他に協力していただける人がいたらお願いしたい。

中津原副委員長

- ・ ニュースレター第3号の内容をより詳しくするということか。まったく新しいものをつくるということではないということだろう。来てくれる人にわかりやすく説明する資料としたい。

渡邊委員

- ・ 当日のみでよいなら参加する。

事務局

- ・ フェスティバルの実行委員会が2月10日(木)の18:30から行われるので、次回報告する。また、委員の方も可能なら参加してみてもどうか。

中間報告後のフォーラムのチラシ

事務局

- ・ 背景の色を、3色提案する。どれがよいか決めてほしい。
(挙手により人数を確認：黄色で決定。)
- ・ 黄色で作成を進める。

事務局

- ・ 次回は、2月8日(火)大宮区役所南館301会議室にて開催する。

以上